

みらいの「県土」研究会（第1回）  
議事要旨

日 時 : 令和5年2月27日(月) 15:00~17:00  
場 所 : 静岡県庁別館 20 階 第1会議室C, D  
出席者 : 別紙出席者名簿のとおり

議事次第に基づき、資料1~5について説明を行った。  
なお、出席者からの主な発言及び事務局回答は以下のとおり。

**【建設発生土処理全般について】**

- ・ コストと発生抑制等をどのようなバランスで取り組むのか。
  - ← バランスについては課題として認識しているが、まずは方針を示し、具体的な部分は研究会にて整理していきたい。（事務局）
- ・ コスト削減が優先され、リサイクル原則化ルールが徹底されなかった過去の経緯を検証すべき。
  - ← 過去の反省は必要と認識している。なお、インシヤルコストだけでなく、トータルコストの視点が必要と考えている。（事務局）
- ・ 発生抑制や利活用を徹底しても、処分しなければならない土砂が必ず生じるものであるため、残土処分場の確保についても配慮願う。
  - ← 処分場の確保が不要なものとは考えていないが、まずは有効利用率向上を目標とした取り組みを優先していきたい。（事務局）
- ・ 処分場の確保については地元同意や関係法令の整理等の関係で民間単独では限界がある。早期から行政の参画をお願いしたい。
  - ← 行政として協力できるものは協力していく。（事務局）
- ・ 対策内容の取組み時期については、短期・中期・長期に分けて検討すべき。
  - ← そのように検討していく。（事務局）
- ・ 基本方針は今年度中に策定するのか。
  - ← 今年度中の策定を目指している。（事務局）

**【ストックヤードの整備について】**

- ・ スtockヤードを継続的に運用していくためには利用調整が重要となるが、利用調整システムは独自開発するのか。
  - ← 静岡県建設発生土マッチングシステム (SSM) をベースに、他県先行事例を参考にしながら検討していく。なお、R5 下半期から東中西3箇所でモデル事業を実施

するが、これについては事業量調査により把握した発生土量等の情報により対応していく。(事務局)

- ・ R 5 下半期から東中西 3 箇所モデル事業として運営しているとしているが、場所の見込み等はあるのか。
  - ← 公共用地を中心に見込みはあるものの、選定までは至っていない。(事務局)

#### 【土質改良土の利用拡大について】

- ・ 県が活用を検討している JASRA の認証制度は基準が厳しく、県内で対応できる業者は少ないと思われるため、配慮願いたい。
  - ← 発注者の要求品質を満たした改良土を供給していただく必要はあるが、過度な基準とならないように配慮したい。(事務局)
- ・ 土質改良土の利用拡大とともに、再生砕石等との業界全体のバランスも考慮願いたい。
  - ← 特定の業界にしわ寄せがいかないように、研究会にて意見を伺いながら慎重に進めていく。(事務局)
- ・ 改良土が継続的に使用されるためには改良土の品質確保が重要である。物理基準とともに環境基準(土壌)についても厳正化していただきたい。
  - ← 品質管理基準については、環境基準も含めて他県事例等を参考に整理し、確かな品質が確保された改良土の供給に取り組んでいく。(事務局)
- ・ 改良土の利用義務化は R 5 から始まるのか。
  - ← 事業課の意見も踏まえたうえで可能な限り早急に取り組みたいが、改良土の供給量の問題があるため、段階的に進めていきたい。(事務局)

#### 【建設発生土処理施設情報の公開について】

- ・ マル適マークなど、一般住民に対するアピール方法について検討願う。
  - ← 県が公開する一覧表に掲載されている施設イコール適正な施設、として整理していく。(事務局)

#### 【その他意見】

- ・ 建設残土の悪いイメージの払しょくのため、県民市民に向けて取り組みや成果のアピールをお願いしたい。
- ・ 限られた財源の中で事業執行する中で、市町や民間事業者がトータルコストまで視野に入れた取り組みは難しい。市町に対する支援策が必要。